



龍ヶ崎市告示第61号

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市地域おこし協力隊設置要綱（令和8年龍ヶ崎市告示第60号。以下「設置要綱」という。）第3条の規定により、市長から委嘱された龍ヶ崎市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動に要する経費について、予算の範囲内において龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、隊員で、かつ、市税等を滞納していない者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う地域協力活動（設置要綱第2条に規定する地域協力活動をいう。以下同じ。）に係る事業及び隊員が龍ヶ崎市（以下「市」という。）に定住するために行う活動に係る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める事業は、補助対象事業としない。

- (1) 事業及び支出の根拠が不明確な事業
- (2) 法令等に抵触する事業
- (3) 政治又は宗教を目的とする事業
- (4) 市が実施する他の補助金の交付を受けている、又は受けようとしている事業（当該事業のうち、事業の経費に当該他の補助金を充当しないことが明らかである事業が含まれている場合の、当該他の補助金を充当しない部分の事業を除く。）

- (5) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、年額200万円を上限とする。ただし、補助対象者が年度の途中から隊員の委嘱を受けた場合における補助金の額は、200万円を12で除して得た額に、当該委嘱を受けた月以後の月数を乗じて得た額を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付決定変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更のときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該変更等の可否を決定し、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付決定変更（中止・廃止）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付額確定通知書（様式第6号。以下「額確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求等）

第10条 補助事業者は、前条の規定により額確定通知書を受けたときは、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 設置要綱第10条の規定により委嘱を取り消されたとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業の目的以外の用途に充てたとき。

- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従わなかったとき。
- (5) 補助対象事業について不正な事実があったとき。
- (6) 当該年度における補助対象経費の総額が、第9条の規定により確定した補助金の額と比べて少ないとき。
- (7) その他法令等又はこれに基づいた処分に違反したとき。

(経理及び書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に補助金の交付を受けた補助事業者に係る第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助金の額
1 住宅及び駐車場の賃借料（敷金、礼金及び光熱水費を除く。以下同じ。）	住宅及び駐車場の賃借料の実費相当額。ただし、月額6万円を上限とする。
2 車両の燃料費及び市内公共交通機関等の運賃	車両の燃料費及び市内公共交通機関等の運賃の実費相当額。ただし、月額1万5千円を上限とする。
3 車両の借上に要する経費	車両の借上に要する経費の実費相当額。ただし、月額2万円を上限とする。
4 情報の発信に要する通信に係る経費	情報の発信に要する通信に係る経費の実費相当額。ただし、月額5千円を上限とする。
5 旅費、宿泊費その他協力隊員の移動又は滞在に要する経費	旅費、宿泊費その他協力隊員の移動又は滞在に要する経費の実費相当額

6 備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費	備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費の実費相当額
7 関係機関等と行う協議等に係る事務に要する経費	関係機関等と行う協議等に係る事務に要する経費の実費相当額
8 必要な知識等の習得、隊員の能力の向上等を目的とする研修等の受講に要する経費	必要な知識等の習得、隊員の能力の向上等を目的とする研修等の受講に要する経費の実費相当額
9 その他地域協力活動のために市長が必要と認める経費	その他地域協力活動のために市長が必要と認める経費の実費相当額

備考

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費に限る。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

住所
氏名

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書

下記の事業について、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、私の住民基本台帳及び市税等の納付状況について調査されることに同意します。

記

事業の目的	
事業の内容	
事業の期間	
事業費総額	円
補助金交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 予算収支明細書 3 積算根拠の分かる資料 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）
龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住所
氏名

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金について、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

印

記

事業の内容	補助金交付申請書のとおり
交付・不交付の別	交付・不交付 (不交付の理由：)
補助金の額	円
交付の条件	
備考	

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

補助事業者 住所
氏名

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付決定変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付の決定を受けた龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金の事業の内容の変更等をしたので、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容の変更等の概要

変更・中止・廃止の別	変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止
事業内容（変更・中止・廃止）の理由 （変更の場合は、その内容）	
事業費総額	円
事業内容変更等の年月	

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 予算収支明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

龍ヶ崎市指令 第 号

補助事業者 住所
氏名

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付決定変更（中止・廃止）通知書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により通知した龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金について、年 月 日付けの申請により下記のとおり変更等をしたので、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

印

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 変更・中止・廃止の別
- 3 補助金の交付の金額等

変更前の交付決定額	円
変更増減額	円
変更後の交付決定額	円

- 4 変更等の場合は、その理由

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

補助事業者 住所
氏名

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金実績報告書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付の決定を受けた龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金に係る事業が完了したので、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の概要

事業の期間	
事業費総額	円
補助金の交付決定額	円
交付済額	円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条、第10条関係）
龍ヶ崎市指令 第 号

補助事業者 住所
氏名

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった下記の事業について、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第9条の規定により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

印

記

補助金の額	交付確定額	円…①
	交付済額	円…②
	差 額	円…①－②
備 考	交付済額が交付確定額を上回る場合の差額は、別添返納通知書兼領収書により、 年 月 日までに龍ヶ崎市に返納すること。	

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

補助事業者 住所
氏名

印

龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金交付請求書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付の決定を受けた
龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補助金について、龍ヶ崎市地域おこし協力隊活動費補
助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の額

補助金の額	既通知済額	円…①
	既交付額	円…②
	今回請求額	円…③
	未交付額	円…①-②-③
備考		

2 振込先

振 込 先	金融機関名		支店等名	
	種類	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

3 添付書類

通帳の写し